確認事項記録書(実質的支配者変更用)

	惟認事項記球青(夫貝的又能有多史用)																		
店番				名 義 番 号				取引店部				確認を行った日							
																年	月 日	∃	
	ご名称													厚	性区分7	その他法ノ			
「 <u>}</u> 以	属性区分5(国・地公体・上場会社等)、属性区分6(人格のない社団・財団)の場合、ご提出は不要です。 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、取引時確認を実施済のお客さまで、実質的支配者に関し変更がある場合は 以下ご記入ください。																		
(実質的支配者に関する項目以外にも変更がある場合は本紙ではなく「確認事項記録書(法人のお客さま用)」をご記入ください。) 1 実際的主配者に誘致される主																			
													┪						
	お名前 ご名称												□個人	生年月日 (西暦)	年□該当する	月	日		
1		□日本 □日本以外(国、地域名: ご 住所														(※2) □該当しない 上場企業(含む子会社)			
				□国・地公体 □その・ □ (01~08) □議決権の保有割合(間接保有考慮後) → ()% □事業活動への支配的											以鄉十	-			
		質的支配者([型(※1)	カ									ち思後) ■ 権利の保有	•) 7	。)%		大の文配的な. 表し、業務を		
		お名前ご名称	フリカ゛ナ					±1 · .	知生力的	, C X	שי לו.	作曲でJOZIATE			ī	生年月日	なし、未劢で	Ŧ/V1 J	\dashv
									•••••						□個人	(西暦)	年	月	日
2		ご住所	□日本 □日本以外(国、地域名: f)					外国PEPs等			_
			(01~0	(01, 08)										□その他					
		質的支配者(i型(※1)		□議決権の保有割合(間接保有考慮 □収益配当・財産分配を受ける権利												□事業活動への支配的な影響力 □法人を代表し、業務を執行			
	,,,	-X-(X-1)	7H+"+			L	」収益階	記当・.	財産分配	を安	ける	権利の保存	割台➡() % I		表し、業務を 	乳(丁	4
		お名前 ご名称	798 7									□個人	生年月日 (西暦) ————	年	月	В			
3			□日本	□日本 □日本以外(国、地域名:)										外国PEPs等 (※2)	□該当する □該当しない	١			
		ご住所											-場企業(含む子会社) 3・地公体 □その他						
		質的支配者((01~08) □議決権の保有割合(間接保有考慮後) → () %)% □事業活動への支配的な影響力						
	無	型(※1)				L]収益	配当・	財産分配	を受	ける	権利の保育	割合➡() %	□法人を代	表し、業務を	執行	┙
		質的支配者								Lu	KE TIII		'Z-A#	->->-					
	類型 01	議決権(「		資本多数 (慮後)			か各さる	<u> </u>			類型資本多数決法人以外のお客さま05収益配当・財産分配を受ける権利50%超					類型が01または02 当し、間接的保有			
Į	02	議決権(「	間接保有考	慮後)	25%起)%以下	~)				収益配当・財産分配を受ける権利25%超(50%以下))	る場合、保有関係の分		
ŀ	03 事業活動への支配的な影響力 04 法人を代表し、業務を執行								_						かる貧料を さい	かる資料をご用意くだ さい			
<u>*</u> 2	: 外	国PEPs等I	三該当する	個人と	は、下							含みます)		 方がご存命の場					
2		実質的 才	を配者に	_該当	した	> 2	なっ	た方											
① お名前/ご名称																			
	② お名前/ご名称																		
(3	3)	お名	前/ご	名称															
〈銀行使用欄〉 統合顧客ID 統合顧客ID																			
他名義確認の場合 (10桁)																			
		受付店部	 							 			T-	CIF登録		裏面‡.全7	確認のこと		,]
(取引店と異なる場合)											担担	内容	作	確					
□ 他行確認											印	当	確認	成 者	認者				

受付枚数(本状含め)

枚

実特法届出書の要否 口にレ点チェック

《新規届出書》 下記のいずれかに該当する場合、実特法の新規届出書の提出が必要です
□ ① 当社と 初めて実特法対象取引を行う (契約を締結する)
・実特法は受信取引(預金、信託、保護預り等)が対象(⇔与信取引、為替、貸金庫等は対象外)
・口座開設、新規通帳作成が該当します(⇔追加入金、解約払出は対象外)※以下②③に同じ
□ ② 実特法対象取引を行う際に、 <u>犯収法上の取引時確認</u> (目的等確認未済先、実質的支配者再確認未済先を含む)を行う ・i-ships表示が「○」でない(「△」、「▲」であること)
□ ③ 実特法対象取引を行う際に、実特法以外の <u>法令に基づく申告書等を提出</u> する ・非課税申告書、租税条約に関する届出書が主な例ですが、税法に限定されるものではありません
□ ④ <u>他益信託を設定</u> する (→他益信託用の届出書にて、受益者の情報もお届けいただきます)
《異動届出書》 下記のいずれかに該当する場合、実特法の異動届出書の提出が必要です
□ ① お客さまの居住地国、法人等種別の変更
□ ② 特定法人(種別M)の実質的支配者の変更(増減、及び、各実質的支配者の居住地国の変更)
FATCAチェック(米国法人・受動的NFFE等の確認) □にレ点チェック
≪FATCA法人フローチャートに基づく確認を実施≫(フローチャートの添付・保管不要)
│ □対応不要 □様式3 □様式4 □様式5(→実質的支配者から: □様式6 □様式7 □徴求不要)
注意:様式5徴求先(受動的NFFE)の実質的支配者の変更時には、各実質的支配者からの徴求の要否を確認すること
《FATCA上の金融機関で所在国が日本以外の場合》 FATCA協定の参加国か否か、米国内国歳入庁のHPで確認
 所在国(
所在国が不参加国であるが、GIINが確認できる場合は以下① に記載。 また、FATCAのスポンサーが存在する場合は②も記載。
①お客さまのGIIN: 〔 〕
②スポンサーのGIIN: 〔
□ FATCAと実特法は、別の制度→所在地、住所、居住地国等に米国示唆情報があれば、FATCAの申告漏れがないかを確認
実特法の特定法人にチェックをした場合は(最初の決算を迎えていない場合を除き)、FATCA申告書(様式5等)の徴求要否を確認
≪お客さまや実質的支配者のアルファベット表記、納税者番号の更新≫
、の各さより美質的文配者のアルファハット教記、納代有番号の受制が 実特法、FATCAの当局宛報告では、アルファベット表記と外国納税者番号を報告するため、最新の情報をT-CIF管理する必要があります。
A. 実特法のチェック対象者:お客さま(①②のいずれかに該当する場合)、及び、実質的支配者(②に該当する場合)
□①所在地の国が日本以外の場合、あるいは、日本以外の居住地国を有する場合
□②[法人種別M:実特法上の特定法人]に該当し、居住地国が日本のみではない個人の実質的支配者がいる場合
B.FATCAのチェック対象者:お客さま(③④のいずれかに該当する場合)、及び、実質的支配者(④に該当する場合)
□③様式3で「特定米国法人」である旨の提出があった場合
□④様式6を提出した実質的支配者がいる場合
上記のA及びBのチェック対象者について、T-CIFのFATCA・OECD情報が、最新の状態か否かを確認します
□アルファベット表記(名称、所在地、氏名、住所)がT-CIFの法人名義情報と平仄が合っているか
□外国納税者番号(実特法)や米国納税者番号(FATCA)の登録が無い場合、番号を取得しているか
✓ 実特法においては、名称、所在地、氏名、住所の変更は、お客さまに届出書の提出義務は発生しないため、原則、お客さまから必要な情報を
取得の上、当社で代理起票します

確認事項記録書(実質的支配者変更用)

記入例

	店番		3 義 番 号		取引	店部	確認	 『を行った日						
	記入不要です													
	DU/VI X C Y													
	ご名称			会社○□			属性区分							
以T (J	属性区分5(国・地公体・上場会社等)、属性区分6(人格のない社団・財団)の場合、ご提出は不要です。 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、取引時確認を実施済のお客さまで、実質的古記者に関し、恋思がある場合は以下ご記入ください。 (実質的支配者に関する項目以外にも変更がある場合は本紙ではなく「確認しています。 個人の方は、生年月日もご記入ください 1. 実質的支配者に該当される方													
		フリカ゛ナ		スシモ	n.+7	I _F]個人 生年月	I P	1					
	お名前 ご名称			住友 ,			→ (西暦 → (本暦 ・ 外国PE ・ (※2	野 <u>年</u> Ps等 □該当する						
1	ご住所		日本以外(国、地域:東京都千:	名: 代田邑丸の内	51-2-X			上場企業(含む子会社)						
	実質的支配者の 類型(※1)	01	□議決権の保有調			,		活動への支配的な影 を代表し、業務を執						
T T		記載されている をご記入くださし	小	民有割合を選	こ、√をご記入くだ 選択された場合、割		ださい	Ps等 □該当する	月日					
2	実質的支配。 類型(※1	実質的支配者と			∼ 선거 그 상대 ↓ //교)		?) □該当しない	ם ל					
3	事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人(個人)の方 お名前 なお、自然人(個人)の方には国・地方公共団体・上場会社等(子会社含む)が含まれます 実質的支配者となる方は以下①~④の通りです ① 議決権保有割合が50%を超える方 → 類型01、保有割合もご記入ください ② 議決権保有割合が25%超かつ50%以下の方 → 類型02、保有割合もご記入ください ③ 出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響を有する方 → 類型03 ④ 代表者 兼 業務執行者 → 類型04													
	実質的支配和 類型(※1		+ = ¬ + \						ħ					
	実質的支配者の 類型	D類型は、以下の番号 資本多数決法			資末名:	数決法人以外のお客	ナま	N=====================================						
		接保有考慮後)50%起		05	収益配当・財産分配を受		<u>→ ま 類型が01または02に該 </u> 当し、間接的保有があ							
		接保有考慮後)25%起		06	収益配当・財産分配を受		50%以下)	%以下) ■ ■ ■ る場合、保有関係の						
		の支配的な影響力		07	07 事業活動への支配的な影響力									
		もし、業務を執行 該当する個人とは、7	「記の①~②を毕!.==	08	法人を代表し、業務を幸	执行		さい						
2.	※2 外国PEPs等に該当する個人とは、下記の①~②を指します。①:外国において重要な公的地位にある方(過去にその地位にあった方も含みます)②:①の方がご存命の場合、一定の範囲のご家族 2. 実質的支配者に該当しなくなった方													
	① + 公前 / 一名社 / 首都													
② ②		前/ご名称	但及	~ 「		ご不明な場合	は、記入不	要です						

〈銀行使用欄〉

お名前/ご名称

3

実質的支配者のお届出について

2016年10月1日の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正により、お取引の際に法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人等の方の氏名・住所・生年月日等をご確認させていただくことになりました。

当社で新規にお取引を開始いただくお客さまにご確認させていただく他に、既に当社でお取引をいただいているお客さまにおかれましても再度ご確認させていただきますので、ご理解とご協力を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

実質的支配者のご記入にあたってのご留意事項

- ・実質的支配者とは、法人の事業活動に支配的な影響を有すると認められる個人、国・地公体・上場会社(含む子会社)等です。 (上記の他、独立行政法人、国・地方公共団体が二分の一以上を出資する法人、人格のない社団・財団も実質的支配者になることができます。)
- ・法令上の実質的支配者の判定方法は、法人形態により異なります。以下のフローチャートに沿ってご確認ください。 (「類型」の 01~08 は、お客さまとのご関係を表す番号です。左記の【実質的支配者の情報】の「実質的支配者の類型」欄に該当する番号をご記載 ください。)



※当該法人の事業経営を実質的に支配する意思、もしくは能力を有していないことが明らかな場合を除きます。 50%超の保有者がいる場合でその方が、あるいは(50%超の保有者がいない場合で)25%超保有の方全員が、当該法人の事業経営を実質的に支配する意思、もしくは能力を有していないことが明らかな場合は、保有割合による実質的支配者に該当する方はいないことになり、【B】あるいは

資本多数決法人の【A】議決権保有割合の考え方(間接保有の考慮)について

実質的支配者の判定においては、直接保有のみならず、間接保有も合算して議決権保有割合を算定します。 間接保有とは、50%超の議決権を保有する「支配法人」を通じた保有を指します。

【b】に進みます。

間接保有により実質的支配者に該当する場合、左頁の関係図へのご記入(あるいはお客さまの作成書式での提出)をお願いします。



外国PEPs について

外国PEPs等に該当する個人とは、下記の①~②を指します。 また、過去にその地位にあった方も含みます。

- ① 外国において重要な公的地位にある方 国家元首、大臣・副大臣、国会議長・副議長 全権大使・公使、政府代表、幕僚長・幕僚副長 最高裁判所の裁判官、中央銀行の役員 予算について国会の決議・承認を要する法人の役員
- ② 上記①の方がご存命の場合、一定の範囲のご家族(下図ご参照)

実質的支配者の方が、外国PEPsに該当するか否か、申告をお願いします。(将来、外国PEPsに該当することとなった場合は、再度申告をお願いします)。なお、実質的支配者の方が外国PEPsに該当することとなった場合、当社との取引の都度、複数の本人確認書類の提示が必要になる等の追加の対応が必要になり、また、当社は一部の商品またはサービスについて解約等をする可能性があります。

